

京都市役所庁舎内（分庁舎、本庁舎）自動販売機設置事業者募集要項（第2回）

京都市では、京都市役所庁舎内に自動販売機を設置する事業者（以下、「営業事業者」という。）を募集します。

なお、この募集要項には概要のみを記載していますので、募集に参加される方は、必ず詳細を仕様書で確認したうえで、各事項を御承知のうえ、お申込みください。

1 設置目的

施設利用者の利便性向上、災害発生時における救助活動に資することを目的として京都市役所庁舎内に飲料自動販売機を設置します。

2 設置場所

設置番号	場所及び寸法上限	台数	最低使用料（税込）
①	分庁舎 1 階 自動販売機コーナー W1360 mm×D800 mm（東側）	1 台	700,000 円
②	本庁舎 1 階南側市民スペース W1200×D800×H1900（南側）	1 台	350,000 円

※ 寸法上限には、使用電力計測用の子メーター設置寸法及び空容器の回収箱設置場所を含む。

※ 設置番号①、②の隣に 1 台ずつ自動販売機が設置されておりますが、この自動販売機については、第 1 回目の募集で設置事業者が決定しています。

3 営業事業者

設置番号①、②の両方に応募又は一台のみ応募のいずれも可能です。

4 取扱商品及び販売価格

（1）取扱商品

缶、ペットボトル等の密閉式の容器に入った清涼飲料水（ジュース、茶、水、コーヒー、紅茶及びこれらに類する商品）とし、酒類の販売は不可とします。

（2）販売価格

標準販売価格（定価）としてください。

5 設置機種等（詳細は仕様書を確認してください。）

- （1）インドア型〔缶、びん、ペットボトル式〕とし、デザインは営業事業者を決定した後、機器の設置前に庁舎管理課に提示したうえで、承諾を得てください。（公共施設に設置することを踏まえた意匠としてください。景観を害するおそれのあるものや、公の秩序又は善良の風俗に反するおそれのあるものなどについては、不可とさせていただく場合があります。）。
- （2）災害救援ベンダーとしてください。
- （3）ユニバーサルデザインのものとしてください。
- （4）環境に配慮したものとしてください。
- （5）複数の電子マネーが利用できるものとしてください。
- （6）電気子メーターを設置してください。

6 維持管理等

営業事業者において、自動販売機の設置から商品の補充、メニューチェンジ、空容器の回収・リサイクル、金銭管理、故障時の対応、定期的点検並びに自動販売機内部、外観及びその周辺の清掃・美化までの自動販売機の設置管理運営に必要な一切の維持管理業務を行っていただきます。

7 応募資格要件

仕様書を確認してください。

8 設置期間（設置番号①、②共通）

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで。

※令和8年4月1日以降については、本市と協議のうえ、当初の使用条件を変更しないことを前提として、最長2年を限度に使用許可を更新します。

9 申込受付期間

令和7年3月5日（水）～令和7年3月18日（火）※17時30分必着

10 質問受付期間及び回答

（1）質問受付期間（持参のみ）

令和7年3月5日（水）～令和7年3月11日（火）の

平日8時45分～17時30分（ただし、12時～13時は除く。）

（2）回答

令和7年3月14日（金）までに行財政局総務部庁舎管理課ホームページに掲載して回答します。

11 営業事業者の決定

（1）決定方法

- ・ 提出された応募申込書等の応募書類を審査したうえで「3 応募資格要件」を満たす者のうち、応募価格（提案使用料）が、「2 設置条件等」で本市が設定した最低使用料以上で、上位1位の価格の者を選定します。
- ・ 「2 設置条件等」の設置番号①、②のそれぞれについて、最高金額である応募者が2者以上あった場合は、当該応募者の立会いのもと、くじにより決定することとします。

（2）決定予定日

令和7年3月21日（金）頃の予定

（3）決定後の公表

行財政局総務部庁舎管理課ホームページにおいて営業事業者の決定状況を掲載します。

【問合せ先】

京都市行財政局 総務部 庁舎管理課（担当：細川、坂本）

〒604-8571

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町 488 番地

京都市役所内（本庁舎1階）

電話（075）222-3046（直通）

<https://www.city.kyoto.lg.jp/gyozai/page/0000338251.html>